

平成17年9月9日

健康保険組合からのお知らせ（至急）

—— 台風 14号に被災された皆様 へ ——

ひかり健康保険組合
理事長 儀同 康

このたびの台風14号により、被害にあらわれた被保険者又は被扶養者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の台風で被災され健康保険証（被保険者証）を紛失・消失された方への再交付を下記のとおり特別措置によりおこないますので該当される方は事業主の担当を経由して再交付申請の手続きをされますようご案内致します。

特別措置

発行済み保険証であって、今回の災害によって再発行する場合に限り、発行手数料は「免除」いたします。

なお、被保険者証の再交付については、通常事業主を経由していただきますが、それが困難なときは健康保険組合に直接連絡してください。

健康保険証（被保険者証）の再交付の手続き中に医療機関を利用される場合は、事業所の健康保険の担当者より「健康保険被保険者資格証明書（通常「仮証明書」と言われています。）を発行してもらってください。

医療機関の窓口へは、災害により滅失再発行の手続き中である旨申し出いただき、受診後、再発行された「健康保険証」を医療機関の窓口へ提示してください。

事業所の健康保険ご担当者へお願い

標記の事情をご理解いただき、出来るだけ早い対応をお願い致します。

なお、ご不明な点などありましたら、当健康保険組合までご連絡下さい。

（お問い合わせ先）
ひかり健康保険組合
担当者：太田事務長
TEL 03-5951-7422

応急措置、体調不良への対応、健康全般について不安のある方はひかり健康保険組合の健康電話相談をご利用ください。

フリーダイヤル 0120-835839